

(一般)

請求の趣旨

- 1 金 円
- 2 上記金額に対する
上記金額のうち、金 円に対する
平成 年 月 日から
支払督促正本送達の日翌日から
支払済みまで年 パーセントの割合による遅延損害金
- 3 金 円(支払督促申立手続費用)

請求の原因